

○財務省告示第百五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十年三月二十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成三十年四月十日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第百六
十四回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
法の法律及びその
の
条
項

三 振替法の適用
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

四 発行方法
債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	債参加者	行及び特	争入札発	非入札発	者価格第I	特・別第I	国債参加場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	法入決定の
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札の募集入札であつた
 後に行われれる入札で特別参加
 務大臣が各限額市場特定も
 ごとに発行（以下を定める市場
 による発行（以下を定める市場
 別参加者・第II非価格競争入札
 発行（と）

各申込みの応募額を割り当てる。各
 当てる。各
 各市場特別参加者ごとの
 各市場特別参加者ごとの
 各市場特別参加者ごとの
 各市場特別参加者ごとの
 各市場特別参加者ごとの

額面金額で八千四百九十
 うち、金額で八千四百九十
 定に基き、発行した利付債に
 ついては、金額で八千四百九十
 七億九千八百九十万円、
 に必要となる財源の確保に
 の公債発行の特例に関する法
 律第三十一条の第一項の規定
 に基づき

十四	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を以て、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成五十年三月二十日	日本銀行	財務大臣から通知を受けた者	平成三十年三月二十日
十五	償還期限					
十六	償還金額					
十七	元利支額					
十八	払込参加					
十九	払込期日					

する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額}}{100} \times \frac{0.5}{2} \times 1$$